

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 広報委員会規程

平成 7 年 8 月 8 日
神社協規程第 20 号

（所掌事務）

第 1 条 神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）広報委員会（以下「委員会」という。）は、本会が神栖市の住民に対し適確な広報活動を行うことを目的として、次の各号に掲げる事項を行い、必要に応じて会長に意見を具申するものとする。

- （1）本会広報紙の編集，校正，発行に関すること。
- （2）本会が発行する広報・啓発関連文書の編集，校正作業への参画。
- （3）その他会長が付議することを必要と認めたこと。

（組 織）

第 2 条 委員会は委員 15 名以内で構成する。

- 2 委員は，社会福祉に関心を持ち，広報活動に興味を持つ者でこの法人の趣旨に賛同する者の中から会長が委嘱する。

（委員長）

第 3 条 委員会に委員の互選による正副委員長を置く。

- 2 委員長は，委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

（任 期）

第 4 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会 議）

第 5 条 委員会は，必要に応じ委員長が召集し，その議長となる。

- 2 委員会は，委員の半数以上の出席が無ければ会議を開くことができない。
- 3 議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（会議録）

第 6 条 委員会の議事は，その次第を議事録に記載しなければならない。

（庶 務）

第 7 条 委員会の庶務は，神栖市社会福祉協議会事務局内において処理する。

（雑 則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は別に会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 7年8月 8日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17年8月 1日から施行する。（改訂第 51号）